

独立行政法人都市再生機構  
建築工事積算特記基準

平成 29 年 7 月版

—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構

「独立行政法人都市再生機構建築工事積算特記基準」は、独立行政法人都市再生機構における積算基準として適用する公共住宅建築工事積算基準（平成 29 年度版）の一部を読み替え及び追加等するものである。

\* 都市再生機構建築工事積算特記基準の表中の項目は、公共住宅建築工事積算基準（平成 29 年度版）の項目を示す。

## 目 次

1 編 総 則	1
2 編 数 量	6
3 編 単 価	10
5 編 参 考 資 料	15

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）
1 編 総則 1 章	工事費の積算
1 節 目的及び適用範囲 1.1.2 適用範囲	<p><u>1.1.2 は、以下に読み替える。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本基準は、独立行政法人都市再生機構が発注する住宅等の建築工事の積算に適用する。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県、市町村等に委託する工事又は国、都道府県、市町村等から受託する工事については、当該事業主体の定めるところによることができる。</li> <li>3 工法、発注方式、工事規模及び内容等が特殊なものでこの基準によることが適当でないとは判断される場合には、別途、定めることができる。</li> </ol>
1.5.2.4 総合発注（一括発注）工事の共通仮設費	<p><u>1.5.2.4 は、以下に読み替える。</u></p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の2以上の工事を、総合して発注する場合の共通仮設費は、次による。</p> <p>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p><math>A_1</math> : 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費  <math>A_2</math> : 土木工事の共通仮設費対象額  ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_3</math> : 機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費  <math>A_4</math> : 電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費  <math>A_5</math> : 造園工事の共通仮設費対象額  ただし、共通仮設費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_6</math> : 保全工事（建築）の特殊工事費を含まない直接工事費  <math>A_7</math> : 保全工事（機械）の特殊工事費を含まない直接工事費  <math>A_8</math> : 保全工事（電気）の特殊工事費を含まない直接工事費</p> <p><math>\alpha_1</math> : <math>A_1</math>の額に対する建築工事の共通仮設費率  <math>\alpha_2</math> : <math>A_2</math>の額に対する土木工事の共通仮設費率  <math>\alpha_3</math> : <math>A_3</math>の額に対する機械設備工事の共通仮設費率  <math>\alpha_4</math> : <math>A_4</math>の額に対する電気設備工事の共通仮設費率  <math>\alpha_5</math> : <math>A_5</math>の額に対する造園工事の共通仮設費率  <math>\alpha_6</math> : <math>A_6</math>の額に対する保全工事（建築）の共通仮設費率  <math>\alpha_7</math> : <math>A_7</math>の額に対する保全工事（機械）の共通仮設費率  <math>\alpha_8</math> : <math>A_8</math>の額に対する保全工事（電気）の共通仮設費率</p>

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）
1.5.3.3 総合発注 （一括発注） 工事の 現場管理費	<p><u>1.5.3.3は、以下に読み替える。</u></p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の2以上の工事を、総合して発注する場合の現場管理費は、次による。</p> <p>なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独工事扱いとすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の現場管理費} = A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 + A_4 \times \alpha_4 + A_5 \times \alpha_5 + A_6 \times \alpha_6 + A_7 \times \alpha_7 + A_8 \times \alpha_8</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p><math>A_1</math>：建築工事の特殊工事費を含まない純工事費  <math>A_2</math>：土木工事の現場管理費対象額      ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_3</math>：機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費  <math>A_4</math>：電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費  <math>A_5</math>：造園工事の現場管理費対象額      ただし、現場管理費対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。</p> <p><math>A_6</math>：保全工事（建築）工事の特殊工事費を含まない純工事費  <math>A_7</math>：保全工事（機械）工事の特殊工事費を含まない純工事費  <math>A_8</math>：保全工事（電気）工事の特殊工事費を含まない純工事費  <math>\alpha_1</math>：<math>A_1</math>の額に対する建築工事の現場管理費率  <math>\alpha_2</math>：<math>A_2</math>の額に対する土木工事の現場管理費率  <math>\alpha_3</math>：<math>A_3</math>の額に対する機械設備工事の現場管理費率  <math>\alpha_4</math>：<math>A_4</math>の額に対する電気設備工事の現場管理費率  <math>\alpha_5</math>：<math>A_5</math>の額に対する造園工事の現場管理費率  <math>\alpha_6</math>：<math>A_6</math>の額に対する保全工事（建築）の現場管理費率  <math>\alpha_7</math>：<math>A_7</math>の額に対する保全工事（機械）の現場管理費率  <math>\alpha_8</math>：<math>A_8</math>の額に対する保全工事（電気）の現場管理費率</p>

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）
<p>1.5.4.3 総合発注 （一括発注） 工事の 一般管理費等</p>	<p><u>1.5.4.3は、以下に読み替える。</u></p> <p>「建築工事」と「土木工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」、「造園工事」、「保全工事（建築）」、「保全工事（機械）」、「保全工事（電気）」等の2以上の工事を、総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定するものとし、詳細は以下の通りとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{総合発注工事の一般管理費等} = (A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5 + A_6 + A_7 + A_8) \times \alpha</math> </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A<sub>1</sub>：建築工事の工事原価  A<sub>2</sub>：土木工事の一般管理費等対象額  ただし、一般管理費等対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。  A<sub>3</sub>：機械設備工事の工事原価  A<sub>4</sub>：電気設備工事の工事原価  A<sub>5</sub>：造園工事の一般管理費等対象額  ただし、一般管理費等対象額の扱いは土木・造園工事積算要領による。  A<sub>6</sub>：保全工事（建築）工事の工事原価  A<sub>7</sub>：保全工事（機械）工事の工事原価  A<sub>8</sub>：保全工事（電気）工事の工事原価  α：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率</p>
<p>1.5.5 特殊工事費</p>	<p><u>1.5.5に、以下を追記する。</u></p> <p>(4) 収納ユニット家具の工場製作費  (5) ブラインドの工場製作費</p>
<p>7節 変更工事 1.7.1 変更工事</p>	<p><u>1.7.1の2は、以下に読み替える。</u></p> <p>2 落札率は、次式により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{落札率} = \frac{\text{当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額}}{\text{当初工事費内訳書記載の工事価格}}</math> </div> <p>ただし、落札率は小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）までを求める。</p>

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																											
10 節 端数整理 1.10.1 端 数 整 理	<p><u>1.10.1として、以下を追記する。</u></p> <p>工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次の1及び2に定めるところにより整理する。</p> <p>1 内訳書に計上する数量          原則として小数点以下第2位を四捨五入する。          ただし、100以上の数値については四捨五入して整数とする。</p> <p>2 内訳書に計上する金額</p> <p>(1) 単価及び複合単価</p> <table border="0"> <tr> <td>10,000円以上</td> <td>.....</td> <td>100円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上 10,000円未満</td> <td>.....</td> <td>10円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上 1,000円未満</td> <td>.....</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>100円未満</td> <td>.....</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> </table> <p>(2) 細目等</p> <table border="0"> <tr> <td>細目（数量×単価）</td> <td>.....</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>科目（細目の計）</td> <td>.....</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>種目（科目の計）</td> <td>.....</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>工事価格（内訳書の合計金額）</td> <td>.....</td> <td>1,000円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td>消費税等相当額</td> <td>.....</td> <td>1円未満切捨て</td> </tr> </table>	10,000円以上	.....	100円未満切捨て	1,000円以上 10,000円未満	.....	10円未満切捨て	100円以上 1,000円未満	.....	1円未満切捨て	100円未満	.....	1円未満切捨て	細目（数量×単価）	.....	1円未満切捨て	科目（細目の計）	.....	1円未満切捨て	種目（科目の計）	.....	1円未満切捨て	工事価格（内訳書の合計金額）	.....	1,000円未満切捨て	消費税等相当額	.....	1円未満切捨て
10,000円以上	.....	100円未満切捨て																										
1,000円以上 10,000円未満	.....	10円未満切捨て																										
100円以上 1,000円未満	.....	1円未満切捨て																										
100円未満	.....	1円未満切捨て																										
細目（数量×単価）	.....	1円未満切捨て																										
科目（細目の計）	.....	1円未満切捨て																										
種目（科目の計）	.....	1円未満切捨て																										
工事価格（内訳書の合計金額）	.....	1,000円未満切捨て																										
消費税等相当額	.....	1円未満切捨て																										

項目

建築工事積算特記基準（平成29年7月版）

別表-6  
共通費率

別表-6「共通費率」は、以下に読み替える。

共通仮設費率

直接工事費	1000万円以下	1000万円を超える
上限	6.27%	$12.311 \times P^{-0.073279}$
共通仮設費率	共通仮設費率算定式により算定された率	
下限	4.34%	$8.525 \times P^{-0.073279}$

算定式

$$K_r = 16.331 \times P^{-0.200} \times T^{0.421}$$

ただし、 $K_r$ ：共通仮設費率（%）

$P$ ：直接工事費（千円）とし、1000万円以下の場合は1000万円として扱う

$T$ ：工期（か月）

注1.  $K_r$ の値、上限及び下限の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

注2. (1) 工期は、日数を30日/月にて除し、その値は小数点以下2位を四捨五入して1位止めとする。

(2) 工期は、設計図書において定める監理技術者について、専任を要しない期間がある場合には、その期間を控除するものとする。

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）内において施工される災害公営住宅の建築工事等については、直接工事費及び工期から算定した共通仮設費率に1.3を乗じて得た値により、率計上分共通仮設費を算定する。

なお、上限及び下限の率についても1.3を乗じる。

（小数点以下を端数整理する前の共通仮設費率に1.3を乗じ、その後小数点以下3位を四捨五入して2位止めとした共通仮設費率を求める。）

別表-6「現場管理費率」は、以下に読み替える。

現場管理費率

純工事費	1000万円以下	1000万円を超える
上限	12.52%	$19.188 \times N_p^{-0.046328}$
現場管理費率	現場管理費率算定式により算定された率	
下限	8.52%	$13.061 \times N_p^{-0.046328}$

算定式

$$J_o = 26.363 \times N_p^{-0.181} \times T^{0.443}$$

ただし、 $J_o$ ：現場管理費率（%）

$N_p$ ：純工事費（千円）とし、1000万円以下の場合は1000万円として扱う

$T$ ：工期（か月）

注1.  $J_o$ の値、上限及び下限の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

注2. (1) 工期は、日数を30日/月にて除し、その値は小数点以下2位を四捨五入して1位止めとする。

(2) 工期は、設計図書において定める監理技術者について、専任を要しない期間がある場合には、その期間を控除するものとする。

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）	
2編 数量 1章 直接工事費		
3節 土工事 1.3.6 仮置土運搬 (往路) 仮置土運搬 (復路)	<u>1.3.6の2は、以下に読み替える。</u> 2 現場の状況に応じて工区内仮置き、団地内仮置き及び団地外仮置きに区分して計上する。	
1.3.9 建設発生土処分 運搬費 処分費	<u>1.3.9の2は、以下に読み替える。</u> 2 運搬費は、設計図書に基づき、工区内処分、団地内処分、団地外処分に区分し、計上する。 また、団地外処分の場合は、運搬距離（最短距離）を明記の上、必要に応じて有料道路の通行料金を計上する。	
4節 地業工事 1.4.2.6 建設発生土処分 運搬費 処分費	<u>1.4.2.6の2は、以下に読み替える。</u> 2 運搬費は、設計図書に基づき、工区内処分、団地内処分、団地外処分に区分し、計上する。 また、団地外処分の場合は、運搬距離（最短距離）を明記の上、必要に応じて有料道路の通行料金を計上する。	
1.4.3.2 構造体強度補正	<u>1.4.3.2は、以下に読み替える。</u> 地業工事の構造体強度補正は、図面特記による。	
1.4.3.3 鉄筋	<u>1.4.3.3は、以下に読み替える。</u>	
1.4.3.4 鋼材	<u>1.4.3.4は、以下に読み替える。</u> t <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">設計数量×材料価格等</td> </tr> </table> 規格、板厚別に区分し、計上する。	設計数量×材料価格等
設計数量×材料価格等		
1.4.3.8 スクラッフ°控除	<u>1.4.3.8の削除。</u>	
5節 鉄筋工事 1.5.2 材 料 棒 鋼 スパイラル筋 梁貫通孔補強筋	<u>1.5.2は、以下に読み替える。</u> t <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">設計数量×材料価格等</td> </tr> </table> 規格、径別に区分し、計上する。	設計数量×材料価格等
設計数量×材料価格等		
1.5.3 スクラッフ°控除	<u>1.5.3の削除。</u>	



項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）
8節 鉄骨工事 1.8.2.1 鋼 材	<u>1.8.2.1は、以下に読み替える。</u> t   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設計数量×材料価格等</span> 規格、形状、寸法、板厚別に区分し、計上する。
1.8.2.3 ボルト類	<u>1.8.2.3は、以下に読み替える。</u> 組   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設計数量×材料価格等</span> (t)   ボルト類などは、原則として、規格、形状、寸法ごとに組数又は、質量に換算したものとする。   なお、適切な統計値などに基づく組数又は、質量によることができる。
1.8.2.4 仮設ブレース等	<u>1.8.2.4は、以下に読み替える。</u> t   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設計数量×複合単価等</span> 仮設ブレースは、スクラップ控除をする。
1.8.2.5 スクラップ控除	<u>1.8.2.5の削除。</u>
10節 防水工事 1.10.9 モルタル防水	<u>1.10.9の削除。</u>
12節 タイル工事 1.12.1 一般事項	<u>1.12.1は、以下に読み替える。</u> 1 部位、材質、種別、形状、工法、下地別に区分し、計上する。
1.12.6 外壁タイル型枠 先付け	<u>1.12.6の削除。</u>

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																																					
16節 左官工事 1.16.1 一般事項	<p>1.16.1に、以下を追記する。</p> <p>5 役物類は、表 1.16.1「役物類の部位区分」を標準とし、設計寸法又は図示の寸法による糸尺及び高さごとに延べ長さを計上する。</p> <p>表 1.16.1 役物類の部位区分</p> <table border="1" data-bbox="456 374 1386 741"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位</th> <th>仕上</th> <th>モルタル(防水モルタル)塗</th> <th>コンクリート金ごて</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th></th> <th>糸尺寸法(幅:W、高さ:H)</th> <th>糸尺寸法(幅:W、高さ:H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅 木</td> <td></td> <td><math>0 &lt; H \leq 0.3\text{m}</math></td> <td>—</td> <td>階段ささら幅木含む</td> </tr> <tr> <td>笠 木</td> <td></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.5\text{m}</math></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.3\text{m}</math></td> <td>パラペット含む</td> </tr> <tr> <td>水 切 り ・ 窓 台</td> <td></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.17\text{m}</math></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.3\text{m}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排 水 溝</td> <td></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.5\text{m}</math></td> <td>—</td> <td>ピット、屋上の排水溝</td> </tr> <tr> <td></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.1\text{m}</math></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.1\text{m}</math></td> <td>バルコニー、廊下の排水溝</td> </tr> <tr> <td>ボーダー</td> <td></td> <td><math>0 &lt; W \leq 0.15\text{m}</math></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	仕上	モルタル(防水モルタル)塗	コンクリート金ごて	備 考		糸尺寸法(幅:W、高さ:H)	糸尺寸法(幅:W、高さ:H)	幅 木		$0 < H \leq 0.3\text{m}$	—	階段ささら幅木含む	笠 木		$0 < W \leq 0.5\text{m}$	$0 < W \leq 0.3\text{m}$	パラペット含む	水 切 り ・ 窓 台		$0 < W \leq 0.17\text{m}$	$0 < W \leq 0.3\text{m}$		排 水 溝		$0 < W \leq 0.5\text{m}$	—	ピット、屋上の排水溝		$0 < W \leq 0.1\text{m}$	$0 < W \leq 0.1\text{m}$	バルコニー、廊下の排水溝	ボーダー		$0 < W \leq 0.15\text{m}$	—	
部位	仕上		モルタル(防水モルタル)塗	コンクリート金ごて	備 考																																	
		糸尺寸法(幅:W、高さ:H)	糸尺寸法(幅:W、高さ:H)																																			
幅 木		$0 < H \leq 0.3\text{m}$	—	階段ささら幅木含む																																		
笠 木		$0 < W \leq 0.5\text{m}$	$0 < W \leq 0.3\text{m}$	パラペット含む																																		
水 切 り ・ 窓 台		$0 < W \leq 0.17\text{m}$	$0 < W \leq 0.3\text{m}$																																			
排 水 溝		$0 < W \leq 0.5\text{m}$	—	ピット、屋上の排水溝																																		
		$0 < W \leq 0.1\text{m}$	$0 < W \leq 0.1\text{m}$	バルコニー、廊下の排水溝																																		
ボーダー		$0 < W \leq 0.15\text{m}$	—																																			
16節 左官工事 1.16.20 打継目地 モルタル詰め	<p>1.16.20として、以下を追記する。</p> <p>m   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設計数量×複合単価等</span></p>																																					

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																						
<b>3編 単価 1章 総則</b>																							
<b>1節 基本的事項</b> 1.1.2 <b>一 般 事 項</b>	<u>1.1.2として、以下を追記する。</u> 1 単価は、地域ごとかつ原則として各年度に定める。 2 単価は、原則として当該工事を所掌する本部長及び支社長（以下「本部長等」という。）が近接の本部長等と総合調整を図り定める。																						
<b>2節 単価及び価格の算定</b> 1.2.1 <b>材 料 価 格 等</b>	<u>1.2.1は、以下に読み替える。</u> 1 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料等の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。 (1) 構造主体部分に使用する鋼材、レディーミクストコンクリート及び既成杭 (2) 合板 2 鋼材等については、ロス及びスクラップ控除相当分を含んだ単価とし、次表による補正率を乗じた単価とする。  鋼材等の補正率 <table border="1" data-bbox="531 864 1329 1111"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>細 目</th> <th>補正率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 業 工 事</td> <td>棒 鋼</td> <td>102%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工 事</td> <td>棒 鋼</td> <td>103%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄 骨 工 事</td> <td>形鋼・鋼管・平鋼</td> <td>104%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広幅平鋼・鋼板(切板)</td> <td>102%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボルト類</td> <td>103%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) アンカーボルト類は補正なし	科 目	細 目	補正率	備 考	地 業 工 事	棒 鋼	102%		鉄 筋 工 事	棒 鋼	103%		鉄 骨 工 事	形鋼・鋼管・平鋼	104%		広幅平鋼・鋼板(切板)	102%		ボルト類	103%	
科 目	細 目	補正率	備 考																				
地 業 工 事	棒 鋼	102%																					
鉄 筋 工 事	棒 鋼	103%																					
鉄 骨 工 事	形鋼・鋼管・平鋼	104%																					
	広幅平鋼・鋼板(切板)	102%																					
	ボルト類	103%																					
1.2.2 <b>複 合 単 価</b>	<u>1.2.2に、以下を追記する。</u> 複合単価は、各地域別に当該年度の適切な時期に2章「標準歩掛り」による複合単価と物価資料等の掲載価格を勘案し、市場動向に対応した単価を設定する。																						
1.2.3 <b>市 場 単 価</b>	<u>1.2.3に、以下を追記する。</u> 単価は、各季刊ごとに定める。																						
<b>3節 歩掛り</b> 1.3.1 <b>歩 掛 り</b>	<u>表 1.3.1の注釈は、以下に読み替える。</u> (注) 1 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。 2 既に下請経費等が含まれている複合単価を採用するもの(物価資料等の掲載価格及び専門工事業者の見積価格による複合単価)については、重複計上しないよう留意する。																						

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																												
3編 単価 2章	標準歩掛り（直接工事費）																												
1節 直接仮設工事 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項	<p><b>2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 二及びへは、以下に読み替える。</b></p> <p>ニ．外部足場の設計共用日数は、基礎コンクリート完了（地下階のある場合は、1階床完了）から完成工期の1か月前までの設置期間に、下記に示す建物階数による設置期間係数を乗じたものを標準とする。ただし、現場説明書等で、足場撤去時期が明記されている場合は、それにより算定する。また、その場合の月数は、小数点以下第2位を四捨五入する。</p> <p style="text-align: center;">建物階数による設置期間係数</p> <table border="1" data-bbox="470 562 1406 689"> <thead> <tr> <th>建物階数</th> <th>1階</th> <th>2階</th> <th>3階</th> <th>4階</th> <th>5階</th> <th>6・7階</th> <th>8～10階</th> <th>11～14階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係 数</td> <td>1.00</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> <td>0.80</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> </tr> </tbody> </table> <p>へ．安全手すりの設計共用日数は、基礎コンクリート完了（地下階のある場合は、1階床完了）から完成工期の1か月前までの設置期間とする。手すり先行方式を採用の場合は、最上階の下階のコンクリート完了から完成工期の1か月前までの設置期間とする。ただし、現場説明書等で、足場撤去時期が明記されている場合は、それにより算定する。また、その場合の月数は、小数点以下第2位を四捨五入する。</p>	建物階数	1階	2階	3階	4階	5階	6・7階	8～10階	11～14階	係 数	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75	0.70	0.65										
建物階数	1階	2階	3階	4階	5階	6・7階	8～10階	11～14階																					
係 数	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75	0.70	0.65																					
2節 土工事 表 2.4 仮置土運搬 （往路）	<p><b>表 2.4 は、以下に読み替える。</b></p> <p style="text-align: right;">（1 m<sup>3</sup>当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 1070 1415 1240"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>団地外</th> <th>団地内</th> <th>工区内</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンプトラック運転</td> <td>10t 積級</td> <td>日</td> <td>D/100</td> <td>D/100</td> <td>—</td> <td>運転日数(D)</td> </tr> <tr> <td>バックホ運転</td> <td>油圧式 0.8m<sup>3</sup></td> <td>日</td> <td>(0.0044)</td> <td>(0.0044)</td> <td>—</td> <td>は別表 2.6.1</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ運転</td> <td>3t 級</td> <td>日</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.0077</td> <td>～4による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( )内数値は、仮置き場所が比較的狭く、堆積が必要な場合に加算することができる。</p>	名 称	摘 要	単 位	団地外	団地内	工区内	備考	ダンプトラック運転	10t 積級	日	D/100	D/100	—	運転日数(D)	バックホ運転	油圧式 0.8m <sup>3</sup>	日	(0.0044)	(0.0044)	—	は別表 2.6.1	ブルドーザ運転	3t 級	日	—	—	0.0077	～4による。
名 称	摘 要	単 位	団地外	団地内	工区内	備考																							
ダンプトラック運転	10t 積級	日	D/100	D/100	—	運転日数(D)																							
バックホ運転	油圧式 0.8m <sup>3</sup>	日	(0.0044)	(0.0044)	—	は別表 2.6.1																							
ブルドーザ運転	3t 級	日	—	—	0.0077	～4による。																							
表 2.5 仮置土運搬 （復路）	<p><b>表 2.5 は、以下に読み替える。</b></p> <p style="text-align: right;">（1 m<sup>3</sup>当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 1391 1415 1561"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>団地外</th> <th>団地内</th> <th>工区内</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンプトラック運転</td> <td>10t 積級</td> <td>日</td> <td>D/100</td> <td>D/100</td> <td>—</td> <td>運転日数(D)</td> </tr> <tr> <td>バックホ運転</td> <td>油圧式 0.8m<sup>3</sup></td> <td>日</td> <td>0.0044</td> <td>0.0044</td> <td>—</td> <td>は別表 2.6.1</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ運転</td> <td>3t 級</td> <td>日</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.0077</td> <td>～4による。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	摘 要	単 位	団地外	団地内	工区内	備考	ダンプトラック運転	10t 積級	日	D/100	D/100	—	運転日数(D)	バックホ運転	油圧式 0.8m <sup>3</sup>	日	0.0044	0.0044	—	は別表 2.6.1	ブルドーザ運転	3t 級	日	—	—	0.0077	～4による。
名 称	摘 要	単 位	団地外	団地内	工区内	備考																							
ダンプトラック運転	10t 積級	日	D/100	D/100	—	運転日数(D)																							
バックホ運転	油圧式 0.8m <sup>3</sup>	日	0.0044	0.0044	—	は別表 2.6.1																							
ブルドーザ運転	3t 級	日	—	—	0.0077	～4による。																							

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																																																																																																																																
2節 土工事 表 2.6.1～3 建設発生土運搬	<p>表 2.6 は、以下に読み替える。</p> <p>表 2.6.1 建設発生土運搬（工区内敷均し・団地内敷均し） （1m<sup>3</sup>当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 309 1417 490"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>ブルドーザ 3t 級</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ運転</td> <td>3t 級</td> <td>日</td> <td>0.0077</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.003</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 団地内敷均しにおいて、土運搬が必要な場合は、表 2.6.2 により別途運搬費を計上する。 2. 「その他」の率対象は、普通作業員とする。</p> <p>表 2.6.2 建設発生土運搬（工区内土運搬・団地内土運搬） （1m<sup>3</sup>当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 667 1417 848"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>工区内</th> <th>団地内</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ運転</td> <td>3t 級</td> <td>日</td> <td>0.0077</td> <td>—</td> <td>標準</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック運転</td> <td>10t 積級</td> <td>日</td> <td>—</td> <td>D/100</td> <td>運搬日数(D)は、別表 2.6.1～4 による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 団地内処分場で堆積が必要な場合は、堆積費用(バックホ損料等)を加算する。</p> <p>表 2.6.3 建設発生土運搬（団地外運搬） （1m<sup>3</sup>当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 965 1417 1205"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>一 般</th> <th>小規模・ 人力土工</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンプトラック運転</td> <td>10t 積級</td> <td>日</td> <td>D/100</td> <td>—</td> <td>運搬日数(D)は、別表 2.6.1～4 による</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック運転</td> <td>4t 積級又は 2t 積級</td> <td>日</td> <td>—</td> <td>D/10</td> <td>運搬日数(D)は、別表 2.6.5～7 による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 処分費を必要とする場合は加算する。 2. 適用機械については小規模土工は 4t 積級、人力土工は 2t 積級を標準とするが、現場状況等によりその使用が困難な場合は別途考慮する。</p>	名 称	摘 要	単 位	ブルドーザ 3t 級	備 考	ブルドーザ運転	3t 級	日	0.0077	標準	普通作業員		人	0.003		その他		式	1		名 称	摘 要	単 位	工区内	団地内	備 考	ブルドーザ運転	3t 級	日	0.0077	—	標準	ダンプトラック運転	10t 積級	日	—	D/100	運搬日数(D)は、別表 2.6.1～4 による	名 称	摘 要	単 位	一 般	小規模・ 人力土工	備 考	ダンプトラック運転	10t 積級	日	D/100	—	運搬日数(D)は、別表 2.6.1～4 による	ダンプトラック運転	4t 積級又は 2t 積級	日	—	D/10	運搬日数(D)は、別表 2.6.5～7 による																																																																								
名 称	摘 要	単 位	ブルドーザ 3t 級	備 考																																																																																																																													
ブルドーザ運転	3t 級	日	0.0077	標準																																																																																																																													
普通作業員		人	0.003																																																																																																																														
その他		式	1																																																																																																																														
名 称	摘 要	単 位	工区内	団地内	備 考																																																																																																																												
ブルドーザ運転	3t 級	日	0.0077	—	標準																																																																																																																												
ダンプトラック運転	10t 積級	日	—	D/100	運搬日数(D)は、別表 2.6.1～4 による																																																																																																																												
名 称	摘 要	単 位	一 般	小規模・ 人力土工	備 考																																																																																																																												
ダンプトラック運転	10t 積級	日	D/100	—	運搬日数(D)は、別表 2.6.1～4 による																																																																																																																												
ダンプトラック運転	4t 積級又は 2t 積級	日	—	D/10	運搬日数(D)は、別表 2.6.5～7 による																																																																																																																												
表 2.7 建設発生土運搬 (小規模土工・人力土工)	<p>表 2.7 の削除。</p>																																																																																																																																
別表 2.7.1 ダンプトラック 運 搬 日 数	<p>別表 2.7.1 は、別表 2.6.5 と読み替える。</p> <p>別表 2.6.5 ダンプトラック運搬日数 (D) （10m<sup>3</sup>当たり）</p> <table border="1" data-bbox="448 1644 1370 2092"> <thead> <tr> <th>積込機械</th> <td colspan="15">バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.28 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <th>運搬機種</th> <td colspan="15">ダンプトラック 4t積級</td> </tr> <tr> <th colspan="16">DID区間：無し</th> </tr> <tr> <th>運搬距離 (km)</th> <td>0.2 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.0 以下</td> <td>7.5 以下</td> <td>10.0 以下</td> <td>13.0 以下</td> <td>19.0 以下</td> <td>35.0 以下</td> <td>60.0 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <th>運搬日数</th> <td>0.2</td> <td>0.25</td> <td>0.3</td> <td>0.35</td> <td>0.4</td> <td>0.45</td> <td>0.5</td> <td>0.55</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>2.3</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="16">DID区間：有り</th> </tr> <tr> <th>運搬距離 (km)</th> <td>0.2 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.5 以下</td> <td>5.5 以下</td> <td>7.0 以下</td> <td>9.0 以下</td> <td>12.0 以下</td> <td>17.0 以下</td> <td>27.0 以下</td> <td>60.0 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <th>運搬日数</th> <td>0.2</td> <td>0.25</td> <td>0.3</td> <td>0.35</td> <td>0.4</td> <td>0.45</td> <td>0.5</td> <td>0.55</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.5</td> <td>2.3</td> <td></td> </tr> </thead> </table>	積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.28 m <sup>3</sup>															運搬機種	ダンプトラック 4t積級															DID区間：無し																運搬距離 (km)	0.2 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.0 以下	7.5 以下	10.0 以下	13.0 以下	19.0 以下	35.0 以下	60.0 以下		運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3		DID区間：有り																運搬距離 (km)	0.2 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.0 以下	12.0 以下	17.0 以下	27.0 以下	60.0 以下		運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3	
積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.28 m <sup>3</sup>																																																																																																																																
運搬機種	ダンプトラック 4t積級																																																																																																																																
DID区間：無し																																																																																																																																	
運搬距離 (km)	0.2 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.0 以下	7.5 以下	10.0 以下	13.0 以下	19.0 以下	35.0 以下	60.0 以下																																																																																																																			
運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3																																																																																																																			
DID区間：有り																																																																																																																																	
運搬距離 (km)	0.2 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.0 以下	12.0 以下	17.0 以下	27.0 以下	60.0 以下																																																																																																																			
運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3																																																																																																																			

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																																																																																																																								
2節 土工事 別表2.7.2 ダンプトラック 運搬日数	<p>別表2.7.2は、別表2.6.6と読み替える。</p> <p>別表2.6.6 ダンプトラック運搬日数（D） （10m3当たり）</p> <table border="1" data-bbox="448 322 1370 779"> <tr> <td>積込機械</td> <td colspan="14">バックハウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.13m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>運搬機種</td> <td colspan="14">ダンプトラック 2t積級</td> </tr> <tr> <td colspan="15">DID区間：無し</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.5 以下</td> <td>5.5 以下</td> <td>7.0 以下</td> <td>9.0 以下</td> <td>12.0 以下</td> <td>17.0 以下</td> <td>28.5 以下</td> <td>60.0 以下</td> </tr> <tr> <td>運搬日数</td> <td>0.45</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td colspan="15">DID区間：有り</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.5 以下</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.5 以下</td> <td>8.0 以下</td> <td>11.0 以下</td> <td>15.0 以下</td> <td>24.0 以下</td> <td>60.0 以下</td> </tr> <tr> <td>運搬日数</td> <td>0.45</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>4.5</td> </tr> </table>	積込機械	バックハウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.13m <sup>3</sup>														運搬機種	ダンプトラック 2t積級														DID区間：無し															運搬距離 (km)	0.3 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.0 以下	12.0 以下	17.0 以下	28.5 以下	60.0 以下	運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	DID区間：有り															運搬距離 (km)	0.3 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.0 以下	11.0 以下	15.0 以下	24.0 以下	60.0 以下	運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5
積込機械	バックハウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.13m <sup>3</sup>																																																																																																																								
運搬機種	ダンプトラック 2t積級																																																																																																																								
DID区間：無し																																																																																																																									
運搬距離 (km)	0.3 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.0 以下	12.0 以下	17.0 以下	28.5 以下	60.0 以下																																																																																																											
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5																																																																																																											
DID区間：有り																																																																																																																									
運搬距離 (km)	0.3 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.0 以下	11.0 以下	15.0 以下	24.0 以下	60.0 以下																																																																																																											
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5																																																																																																											
別表2.7.3 ダンプトラック 運搬日数	<p>別表2.7.3は、別表2.6.7と読み替える。</p> <p>別表2.6.7 ダンプトラック運搬日数（D） （10m3当たり）</p> <table border="1" data-bbox="448 949 1370 1406"> <tr> <td>積込機械</td> <td colspan="14">人力</td> </tr> <tr> <td>運搬機種</td> <td colspan="14">ダンプトラック 2t積級</td> </tr> <tr> <td colspan="15">DID区間：無し</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> <td>5.0 以下</td> <td>6.5 以下</td> <td>8.5 以下</td> <td>11.0 以下</td> <td>16.0 以下</td> <td>27.5 以下</td> <td>60.0 以下</td> </tr> <tr> <td>運搬日数</td> <td>0.5</td> <td>0.55</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td colspan="15">DID区間：有り</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 (km)</td> <td>0.3 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> <td>2.5 以下</td> <td>3.5 以下</td> <td>4.5 以下</td> <td>6.0 以下</td> <td>8.0 以下</td> <td>10.5 以下</td> <td>14.5 以下</td> <td>23.0 以下</td> <td>60.0 以下</td> </tr> <tr> <td>運搬日数</td> <td>0.5</td> <td>0.55</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>3.0</td> <td>4.5</td> </tr> </table>	積込機械	人力														運搬機種	ダンプトラック 2t積級														DID区間：無し															運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下	運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	DID区間：有り															運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下	運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5
積込機械	人力																																																																																																																								
運搬機種	ダンプトラック 2t積級																																																																																																																								
DID区間：無し																																																																																																																									
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下																																																																																																											
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5																																																																																																											
DID区間：有り																																																																																																																									
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下																																																																																																											
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5																																																																																																											
表2.8 土工機械運転	<p>表2.8は、表2.7と読み替える。また、以下に読み替える。</p> <p>表2.7 土工機械運転 （1日当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 1559 1393 1998"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規 格</th> <th>適 用 単価表</th> <th>運 転 労務 (人)</th> <th>燃 料 (軽油) (L)</th> <th>機 械 損 料 (供用日)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>排出ガス対策型 普通3t級</td> <td>単価表1 (別表2.7.1)</td> <td>1.0</td> <td>25.5</td> <td>1.75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>10t積級</td> <td>単価表2 (別表2.7.2)</td> <td>1.0</td> <td>71.2</td> <td>1.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>4t積級</td> <td>単価表2 (別表2.7.2)</td> <td>1.0</td> <td>40.3</td> <td>1.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>2t積級</td> <td>単価表2 (別表2.7.2)</td> <td>1.0</td> <td>26.1</td> <td>1.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックハウ</td> <td>排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.8m<sup>3</sup></td> <td>単価表1 (別表2.7.1)</td> <td>1.0</td> <td>113</td> <td>1.64</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機械名	規 格	適 用 単価表	運 転 労務 (人)	燃 料 (軽油) (L)	機 械 損 料 (供用日)	備 考	ブルドーザ	排出ガス対策型 普通3t級	単価表1 (別表2.7.1)	1.0	25.5	1.75		ダンプトラック	10t積級	単価表2 (別表2.7.2)	1.0	71.2	1.29		ダンプトラック	4t積級	単価表2 (別表2.7.2)	1.0	40.3	1.29		ダンプトラック	2t積級	単価表2 (別表2.7.2)	1.0	26.1	1.29		バックハウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.8m <sup>3</sup>	単価表1 (別表2.7.1)	1.0	113	1.64																																																																															
機械名	規 格	適 用 単価表	運 転 労務 (人)	燃 料 (軽油) (L)	機 械 損 料 (供用日)	備 考																																																																																																																			
ブルドーザ	排出ガス対策型 普通3t級	単価表1 (別表2.7.1)	1.0	25.5	1.75																																																																																																																				
ダンプトラック	10t積級	単価表2 (別表2.7.2)	1.0	71.2	1.29																																																																																																																				
ダンプトラック	4t積級	単価表2 (別表2.7.2)	1.0	40.3	1.29																																																																																																																				
ダンプトラック	2t積級	単価表2 (別表2.7.2)	1.0	26.1	1.29																																																																																																																				
バックハウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型 0.8m <sup>3</sup>	単価表1 (別表2.7.1)	1.0	113	1.64																																																																																																																				

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																																				
2節 土工事 別表 2.8.1 運転1日当たり 単価表 1	<p><u>別表 2.8.1 は、別表 2.7.1 と読み替える。また、以下に読み替える。</u></p> <p>別表 2.7.1 運転1日当たり単価表 <span style="float: right;">(1日当たり)</span></p> <table border="1" data-bbox="464 309 1417 512"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>所 要 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転手 (特殊)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 2.7 による</td> </tr> <tr> <td>燃 料</td> <td>軽油</td> <td>L</td> <td></td> <td>表 2.7 による</td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>供用日</td> <td></td> <td>表 2.7 による</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「その他」の率対象は、運転手 (特殊)、燃料とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	運転手 (特殊)		人		表 2.7 による	燃 料	軽油	L		表 2.7 による	機 械 損 料		供用日		表 2.7 による	そ の 他		式	1												
名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考																																	
運転手 (特殊)		人		表 2.7 による																																	
燃 料	軽油	L		表 2.7 による																																	
機 械 損 料		供用日		表 2.7 による																																	
そ の 他		式	1																																		
別表 2.8.2 運転1日当たり 単価表 2	<p><u>別表 2.8.2 は、別表 2.7.2 と読み替える。また、以下に読み替える。</u></p> <p>別表 2.7.2 運転1日当たり単価表 <span style="float: right;">(1日当たり)</span></p> <table border="1" data-bbox="464 719 1417 963"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>所 要 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転手 (一般)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 2.7 による</td> </tr> <tr> <td>燃 料</td> <td>軽油</td> <td>L</td> <td></td> <td>表 2.7 による</td> </tr> <tr> <td>機 械 損 料</td> <td></td> <td>供用日</td> <td></td> <td>表 2.7 による</td> </tr> <tr> <td>タイヤ損耗費</td> <td></td> <td>供用日</td> <td></td> <td>所要量は機械損料による</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「その他」の率対象は、運転手 (一般)、燃料とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	運転手 (一般)		人		表 2.7 による	燃 料	軽油	L		表 2.7 による	機 械 損 料		供用日		表 2.7 による	タイヤ損耗費		供用日		所要量は機械損料による	そ の 他		式	1							
名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考																																	
運転手 (一般)		人		表 2.7 による																																	
燃 料	軽油	L		表 2.7 による																																	
機 械 損 料		供用日		表 2.7 による																																	
タイヤ損耗費		供用日		所要量は機械損料による																																	
そ の 他		式	1																																		
10節 タイル工事 表 10.10 内装壁タイル (接着張り)	<p><u>表 10.10 として、以下を追記する。</u></p> <p>表 10.10 内装壁タイル (接着張り) <span style="float: right;">(1㎡当たり)</span></p> <table border="1" data-bbox="464 1167 1417 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th>所 要 量</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>100 mm角</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 装 タ イ ル</td> <td></td> <td>枚</td> <td>102</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機系接着剤</td> <td>JIS A5548</td> <td>kg</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白セメント</td> <td></td> <td>kg</td> <td>0.17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>(材+労)×(10~15%)</td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.有機系接着剤は、タイプⅠ又はⅡとする。            2.「その他」の率対象は、内装タイル、有機系接着剤、白セメント、タイル工、普通作業員とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	100 mm角	内 装 タ イ ル		枚	102		有機系接着剤	JIS A5548	kg	1.5		白セメント		kg	0.17		タイル工		人	0.18		普通作業員		人	0.05		そ の 他	(材+労)×(10~15%)	式	1	
名 称	摘 要				単 位		所 要 量	備 考																													
		100 mm角																																			
内 装 タ イ ル		枚	102																																		
有機系接着剤	JIS A5548	kg	1.5																																		
白セメント		kg	0.17																																		
タイル工		人	0.18																																		
普通作業員		人	0.05																																		
そ の 他	(材+労)×(10~15%)	式	1																																		
17節 内外装工事 1 一般事項	<p><u>1 一般事項 (1)及び (2) は、以下に読み替える。</u></p> <p>(1) 表 17.1～表 17.4 の細目工種は、標準歩掛りを適用する。            (2) ビニル床シート張り及びビニル幅木張り、せっこうボード張り、けい酸カルシウム板張り、ロックウール吸音板張り、壁紙素地ごしらえの単価は、1章2節 1.2.3 「市場単価」による。</p>																																				

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）
表 17.5 壁紙素地ごしらえ （せっこうボード面）	<u>表 17.5 の削除。（「5 編 参考資料」へ移動）</u>
表 17.6 壁紙素地ごしらえ （コンクリート面）	<u>表 17.6 の削除。</u>
表 17.7 壁紙素地ごしらえ （珪藻土面）	<u>表 17.7 の削除。（「5 編 参考資料」へ移動）</u>
表 17.8 壁紙素地ごしらえ （けい酸カルシウム板面）	<u>表 17.8 の削除。（「5 編 参考資料」へ移動）</u>



項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																		
5編 参考資料 1章 参考歩掛																			
5節 型枠工事 表 5.1 普通合板型枠 （独立基礎、布基礎） 表 5.2 普通合板型枠 （地中梁、壁） 表 5.3 普通合板型枠 （床） 表 5.4 普通合板型枠 （柱） 表 5.5 普通合板型枠 （梁） 表 5.6 打放し合板型枠 （地中梁、壁） 表 5.7 打放し合板型枠 （床） 表 5.8 打放し合板型枠 （柱） 表 5.9 打放し合板型枠 （梁）	<p>表 5.1～表 5.9 に、以下を追記する。</p> <p>（注） 4. コンクリート打設時の型枠点検・保守を含む。</p>																		
7節 防水工事 表 7.2 屋根保護防水絶縁工法	<p>表 7.2 の削除。</p>																		
11節 左官工事 表 11.21 笠木コンクリート 直均し仕上	<p>表 11.21 として、以下を追記する。</p> <p>表 11.21 笠木コンクリート直均し仕上            （1 m 当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 1809 1423 1973"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>100 mm 以上 150 mm 未満</th> <th>150 mm 以上 300 mm 未満</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左 官</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.028</td> <td>0.035</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「その他」の率対象は、左官とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	100 mm 以上 150 mm 未満	150 mm 以上 300 mm 未満	備 考	左 官		人	0.028	0.035		そ の 他		式	1	1	
名 称	摘 要	単 位	100 mm 以上 150 mm 未満	150 mm 以上 300 mm 未満	備 考														
左 官		人	0.028	0.035															
そ の 他		式	1	1															

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																																																																																																														
13節 塗装工事	<p><b>表 13.10. は、以下に読み替える。</b></p> <p><b>表 13.10.1 合成樹脂エマルジョンペイント塗り（E.P - I）</b> (1㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="464 322 1423 611"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">A種</th> <th colspan="2">B種</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>見上げ面</th> <th>一般</th> <th>見上げ面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エマルジョンペイント</td> <td>JIS K 5663 1種</td> <td>kg</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンシーラー</td> <td>JIS K 5663</td> <td>kg</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 磨 紙</td> <td>P220～240</td> <td>枚</td> <td>0.07</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 装 工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.054</td> <td>0.06</td> <td>0.04</td> <td>0.046</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「その他」の率対象は、エマルジョンペイント、合成樹脂エマルジョンシーラー、研磨紙、内装工とする。</p> <p><b>表 13.10.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗り（E.P - II）</b> (1㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="464 770 1423 1059"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">A種</th> <th colspan="2">B種</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>見上げ面</th> <th>一般</th> <th>見上げ面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エマルジョンペイント</td> <td>JIS K 5663 2種</td> <td>kg</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンシーラー</td> <td>JIS K 5663</td> <td>kg</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 磨 紙</td> <td>P220～240</td> <td>枚</td> <td>0.07</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 装 工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.054</td> <td>0.06</td> <td>0.04</td> <td>0.046</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「その他」の率対象は、エマルジョンペイント、合成樹脂エマルジョンシーラー、研磨紙、内装工とする。</p>							名 称	摘 要	単位	A種		B種		備考	一般	見上げ面	一般	見上げ面	エマルジョンペイント	JIS K 5663 1種	kg	0.3	0.3	0.2	0.2		合成樹脂エマルジョンシーラー	JIS K 5663	kg	0.07	0.07	0.07	0.07		研 磨 紙	P220～240	枚	0.07	—	—	—		内 装 工		人	0.054	0.06	0.04	0.046		そ の 他		式	1	1	1	1		名 称	摘 要	単位	A種		B種		備考	一般	見上げ面	一般	見上げ面	エマルジョンペイント	JIS K 5663 2種	kg	0.3	0.3	0.2	0.2		合成樹脂エマルジョンシーラー	JIS K 5663	kg	0.07	0.07	0.07	0.07		研 磨 紙	P220～240	枚	0.07	—	—	—		内 装 工		人	0.054	0.06	0.04	0.046		そ の 他		式	1	1	1	1	
名 称	摘 要	単位	A種		B種		備考																																																																																																								
			一般	見上げ面	一般	見上げ面																																																																																																									
エマルジョンペイント	JIS K 5663 1種	kg	0.3	0.3	0.2	0.2																																																																																																									
合成樹脂エマルジョンシーラー	JIS K 5663	kg	0.07	0.07	0.07	0.07																																																																																																									
研 磨 紙	P220～240	枚	0.07	—	—	—																																																																																																									
内 装 工		人	0.054	0.06	0.04	0.046																																																																																																									
そ の 他		式	1	1	1	1																																																																																																									
名 称	摘 要	単位	A種		B種		備考																																																																																																								
			一般	見上げ面	一般	見上げ面																																																																																																									
エマルジョンペイント	JIS K 5663 2種	kg	0.3	0.3	0.2	0.2																																																																																																									
合成樹脂エマルジョンシーラー	JIS K 5663	kg	0.07	0.07	0.07	0.07																																																																																																									
研 磨 紙	P220～240	枚	0.07	—	—	—																																																																																																									
内 装 工		人	0.054	0.06	0.04	0.046																																																																																																									
そ の 他		式	1	1	1	1																																																																																																									
13節 塗装工事	<p><b>表 13.17. は、以下を追加する。</b></p> <p><b>表 13.17 アルミ建具廻り木部 S.O.P 又は C.L 塗り</b> (1m当たり)</p> <table border="1" data-bbox="464 1296 1414 1585"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>アルミ建具廻り木部 S.O.P 又は C.L 塗 り</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1回塗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合成樹脂調合ペイント</td> <td>JSI K 5561 1種</td> <td>kg</td> <td>0.0033</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.0015</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「その他」の率対象は、合成樹脂調合ペイント、塗装工とする。</p>							名 称	摘 要	単位	アルミ建具廻り木部 S.O.P 又は C.L 塗 り	備考	1回塗	合成樹脂調合ペイント	JSI K 5561 1種	kg	0.0033		塗装工		人	0.0015		その他		式	1																																																																																				
名 称	摘 要	単位	アルミ建具廻り木部 S.O.P 又は C.L 塗 り	備考																																																																																																											
			1回塗																																																																																																												
合成樹脂調合ペイント	JSI K 5561 1種	kg	0.0033																																																																																																												
塗装工		人	0.0015																																																																																																												
その他		式	1																																																																																																												

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																														
14節 内外装工事 表 14.9 壁紙素地ごしらえ （せっこうボード面）	<p>表 14.9 として、以下を追記する。</p> <p>表 14.9 壁紙素地ごしらえ（せっこうボード面） （1㎡当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 309 1410 577"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>所 要 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンシーラー</td> <td>壁紙用</td> <td>kg</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンパテ</td> <td>壁紙用</td> <td>kg</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 磨 紙</td> <td>P120～220</td> <td>枚</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 装 工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「その他」の率対象は、合成樹脂エマルジョンシーラー、合成樹脂エマルジョンパテ、研磨紙、内装工とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	合成樹脂エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1		合成樹脂エマルジョンパテ	壁紙用	kg	0.02		研 磨 紙	P120～220	枚	0.03		内 装 工		人	0.01		そ の 他		式	1	
名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考																											
合成樹脂エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1																												
合成樹脂エマルジョンパテ	壁紙用	kg	0.02																												
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03																												
内 装 工		人	0.01																												
そ の 他		式	1																												
表 14.10 壁紙素地ごしらえ （コンクリート面）	<p>表 14.10 として、以下を追記する。</p> <p>表 14.10 壁紙素地ごしらえ（コンクリート面） （1㎡当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 779 1410 958"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>所 要 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築用下地調整塗材</td> <td>JIS A 6916</td> <td>kg</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>左 官 工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「その他」の率対象は、建築用下地調整塗材、左官工とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	建築用下地調整塗材	JIS A 6916	kg	1.5		左 官 工		人	0.02		そ の 他		式	1											
名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考																											
建築用下地調整塗材	JIS A 6916	kg	1.5																												
左 官 工		人	0.02																												
そ の 他		式	1																												
14節 内外装工事 表 14.11 壁紙素地ごしらえ （モルタル面）	<p>表 14.11 として、以下を追記する。</p> <p>表 14.11 壁紙素地ごしらえ（モルタル面） （1㎡当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 1249 1410 1518"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>所 要 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンシーラー</td> <td>壁紙用</td> <td>kg</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンパテ</td> <td>壁紙用</td> <td>kg</td> <td>0.04</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 磨 紙</td> <td>P120～220</td> <td>枚</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 装 工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.012</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「その他」の率対象は、合成樹脂エマルジョンシーラー、合成樹脂エマルジョンパテ、研磨紙、内装工とする。</p>	名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	合成樹脂エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1		合成樹脂エマルジョンパテ	壁紙用	kg	0.04		研 磨 紙	P120～220	枚	0.03		内 装 工		人	0.012		そ の 他		式	1	
名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考																											
合成樹脂エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1																												
合成樹脂エマルジョンパテ	壁紙用	kg	0.04																												
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03																												
内 装 工		人	0.012																												
そ の 他		式	1																												

項 目	建築工事積算特記基準（平成29年7月版）																																		
表 14.12 壁紙素地ごしらえ （けい酸カルシウム板面）	<p>表 14.12 として、以下を追記する。</p> <p>表 14.12 壁紙素地ごしらえ（けい酸カルシウム板面）            （1㎡当たり）</p> <table border="1" data-bbox="464 309 1410 658"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>摘 要</th> <th>単 位</th> <th>所 要 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反応形合成樹脂シーラー 及び弱溶剤系反応形 合 成 樹 脂 シ ー ラ ー</td> <td>JASS18 M-201</td> <td>kg</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂エマルジョンパテ</td> <td>壁紙用</td> <td>kg</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研 磨 紙</td> <td>P120～220</td> <td>枚</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 装 工</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「その他」の率対象は、反応形合成樹脂シーラー及び弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー、合成樹脂エマルジョンパテ、研磨紙、内装工とする。</p>					名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考	反応形合成樹脂シーラー 及び弱溶剤系反応形 合 成 樹 脂 シ ー ラ ー	JASS18 M-201	kg	0.1		合成樹脂エマルジョンパテ	壁紙用	kg	0.02		研 磨 紙	P120～220	枚	0.03		内 装 工		人	0.01		そ の 他		式	1	
名 称	摘 要	単 位	所 要 量	備 考																															
反応形合成樹脂シーラー 及び弱溶剤系反応形 合 成 樹 脂 シ ー ラ ー	JASS18 M-201	kg	0.1																																
合成樹脂エマルジョンパテ	壁紙用	kg	0.02																																
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03																																
内 装 工		人	0.01																																
そ の 他		式	1																																